山梨県水道水源開発等施設整備費 補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、山梨県水道水源開発等施設整備費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱において「水道事業」及び「水道用水供給事業」とは、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条に規定するものをいう。
 - 2 この要綱において「水道水源開発施設」とは、水道事業又は、水道 用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれ らの施設と密接な関連を有する施設をいう。
 - 3 この要綱において「水道広域化施設」とは、水道用水供給事業の用に供する水道施設であって法第5条の2に規定する広域的な水道の整備計画に基づく水道施設をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 知事は、水道事業の水源の恒久化及び経営の合理化等を図るため、 市町村(一部事務組合を含む。)が、国庫補助金を受けて行う水道水 源開発施設及び水道広域化施設の整備事業(以下「補助事業」という。) に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(交付対象経費及び補助率)

第 4 条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。 なお、算出された補助金額に10万円未満の端数が生じた場合は、 当該10万円未満の端数額は、切り捨てるものとする。

事業区分	交 付 対 象 経 費	補助基準	補 助 率
水道水源 開発施設 整備事業	水道水源開発等施設整備費国庫 補助金交付要綱(昭和51年10月22日付け厚生省環第60 8号通達。以下「国庫補助金交付要綱」という。)別表第1の 水道水源開発施設整備費の補助 対象施設のうち水源開発の用に 供するダム等及びこれらの施設 と密接な関連を有する施設の建 設に要する経費		国庫補助金の 2 / 1 0
水道広域化施設整備事業	 国庫補助金交付要綱別表第 1の特定広域化施設整備費の 補助対象施設である水道広域 化施設の建設に要する経費 国庫補助金交付要綱別表第 1の高度浄水施設整備費の補 助対象施設である水道広域化 施設の建設に要する経費 	資本単価 7 4 円以上かつ給 水原価 1 1 2 円以上	国2(更度てとは率額が 国1 / 補が以知認、をとで 庫 / 補が以知認、をとで 庫 / のたつ必場補てこ。 金

- 2 補助率の決定は、補助採択、又は「事業計画の大幅な変更」が生じた場合に、事業内容を精査のうえ、行うものとする。
- 3 前項の「事業計画の大幅な変更」とは、次のとおりとする。
 事業計画の変更が効率性からみて合理的なものであり、又、用地問題等の事情でやむを得ないものであると認められるものであること。
- (1) 取水施設、浄水施設の位置、規模、内容の変更
- (2) 導、送水管路のルート変更に伴う管路延長の増減
- (3) 市町の受水池の変更(位置、設置数等)に伴う送水管路の管経の変更、管路延長の増減

(資本単価及び給水原価の算出方法)

第 5 条 資本単価及び給水原価は、当該補助事業に係る計画の目標年次(当該計画における施設整備に要する期間に合致するものとするが、おおむね15年後とする。)における総費用、総有収水量を勘案して、次の算式により算出したものをいう。

資本単価=施設整備にかかる元利償還金
総有 収 水 量総有 収 水 量給水原価=経 常 費 用
総 有 収 水 量

- 2 「事業計画の大幅な変更」と認められるものについては、次により 資本単価、給水原価を算出するものとする。
- (1) 「事業計画の大幅な変更」が生じた年度の前年度以前については、 確定事業費及び確定財源を元に算出する。
- (2) 「事業計画の大幅な変更」が生じた年度以降の物価上昇分は見込まずに算出する。ただし、維持管理費は除く。
- (3) 「事業計画の大幅な変更」が生じた年度以降の元利償還金の利率は「事業計画の大幅な変更」が生じた年度の起債条件で算出する。

(4) 「事業計画の大幅な変更」が生じた年度以降の事業計画は、「事業 計画の大幅な変更」が生じた年度の国庫補助金申請に用いたものを元 に算出する。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする市町村(一部事務組合を含む)は補助金交付申請書(第1号様式)に、国庫補助金交付決定書の写しを添付して当該年度の10月末日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

- 第 7 条 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次の 各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更する場合は、計画変更申請書(第2号様式)を提出して知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。
 - (2) 補助事業は、当該年度内に完了しなければならない。 ただし、当該事業の着手後やむを得ない理由のため、当該年度内に完 了の見込がなくなった場合においては、速やかに知事に報告し、その 指示を受けること。
 - (3) 交付を受けた補助金については、第3条の事業の費用以外に使用してはならない。
 - (4) 補助金の交付決定を受けた後において、当該補助事業を中止し、又 は廃止する場合においては、知事の承認をうけること。
 - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であってその単価が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
 - (6) 補助対象事業者は、前号の承認を受けようとする場合は財産処分承 認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければな らない。

(7) 知事は、第5号の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供した時から、不動産については売却収入に相当する分を、それ以外の財産等については財産処分期限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(軽微な変更)

第 8 条 前条第1号ただし書きに規定する軽微な変更とは、国庫補助金交付 要綱第6の1に規定する事業計画の変更以外の変更であって、かつ、 補助金額に変更を生じないものとする。

(計画変更申請書の添付書類)

第 9 条 第7条第1号及び第2号に規定する計画変更申請には、国庫補助金 交付要綱第6の1の(2)に規定する事業計画変更承認申請書の写し 及び当該申請書に添付した書類の写しを添付して、速やかに知事に提 出しなければならない。

(着手及び完成)

第10条 水道広域化施設整備事業にかかる補助金の交付の決定をうけた市町 村は、事業に着手したときは着手届を、事業が完成したときは完成届 を、速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告書及びその添付書類)

- 第11条 規則第12条に規定する実績報告書(第3号様式)には、国庫補助 金交付要綱第11に規定する事業実績報告書の写し及び当該報告書に 添付した書類の写しを添付して知事に提出しなければならない。
 - 2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を 受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金等の交付を決定 した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出 しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第12条 補助金は、当該年度の事業終了後完成検査のうえ交付する。 ただし、中間出来高を確認したときは、知事が必要と認める額を概算 払いすることができる。
 - 2 補助金の概算払いを受けようとする市町村は、補助金の概算払請求 書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

- 第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出、その他 の関係書類を整備保管しておかなければならない。
 - 2 前項に規定する関係書類は、当該補助事業の属する県の会計年度の 翌年から5年間保管しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、昭和56年度の補助金から適用する。
- 2 山梨県水道水源開発事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 水道法(昭和32年 法律第177号)付則第11条第1項の規定による 貸付を受けた事業に係る第3条、第4条の表、第6条、第8条、第9条、第 11条及び第1号様式から第3号様式までの規定については、第3条中「国 庫補助金」とあるのは「貸付金」と、「補助事業」とあるのは、「貸付事業」 と第4条の表水道水源開発施設整備事業の項中「水道水源開発等施設整備費 国庫補助金交付要綱(昭和51年10月22日付け厚生省環第608号通達。 以下「国庫補助金交付要綱」という。) 別表第1の水道水源開発施設の貸付 対象施設」とあるのは「水道施設整備事業資金貸付要綱(昭和62年11月 16日付け厚生省生衛第1033号通達。以下「貸付金貸付要綱」という。) 別表第1の水道水源開発施設の貸付対象施設」と、「国庫補助金」とあるの は「貸付金」と、水道広域化施設整備事業の項中「国庫補助金交付要綱別表 第1の特定広域化施設整備費の補助対象施設」とあるのは「貸付金貸付要綱 別表第1の特定広域化施設の貸付対象施設」と、第6条中「国庫補助金交付 決定書」とあるのは「貸付金貸付決定書」第8条中「国庫補助金交付要綱第 6条の1」と、第9条中「国庫補助金交付要綱第6条の1の(2)」とある のは「貸付金貸付要綱第6条の1の(2)」と、第11条中「国庫補助金交 付要綱第9」とあるのは「貸付金貸付要綱第9」と、第1号様式中「国庫補 助金交付決定通知書」とあるのは「貸付金貸付決定通知書」と第2号様式中 「国庫補助事業計画変更承認申請書」とあるのは「貸付事業計画変更承認申 請書」と、第3号様式中「国庫補助事業実績報告書」とあるのは「貸付事業 実績報告書」と読み替える。

附 則

この要綱は、昭和62年度の補助金から適用する。

附

この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。

附

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附具

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 貝

この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

纲 .

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

付 貝

この要綱は、平成16年9月29日から施行し、平成16年度の補助金 から適用する。

附 見

この要綱は、平成17年12月7日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附具

この要綱は、平成18年3月31日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成19年2月16日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

第1号様式(第6条関係)

番 号 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

水道事業者 氏 名 印

年度水道水源開発等施設整備費補助金交付申請書

年度水道水源開発等施設整備事業を実施したいので、山梨県水道水源開発等施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 県費補助金申請額 金 円
- 2 添付書類 国庫補助金交付決定通知書の写し

第2号様式(第7条関係)

第3号様式(第11条関係)

番号年月日

番号年月日

山 梨 県 知 事 殿

水道事業者 氏 名 印

年度水道水源開発等施設整備費補助金事業計画変更申請書

年度水道水源開発等施設整備費補助事業の計画変更をしたいので、山梨県水道水源開発等施設整備費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 県費補助金申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1)国庫補助事業計画変更承認申請書の写し
 - (2)国庫補助事業計画変更承認申請書に添付した書類の写し (記載上の注意)

繰越事業については、「繰越」と書き添えること。

山 梨 県 知 事 殿

水道事業者 氏 名 🗊

年度水道水源開発等施設整備費補助事業実績報告書

年度に県費補助金を受けた水道水源開発等施設整備事業が完了したので、山梨県水道水源開発等施設整備費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり事業実績を報告します。

円

- 1 県費補助金精算額 金
- 2 添付書類
 - (1)国庫補助事業実績報告の写し
 - (2)国庫補助事業実績報告に添付した書類の写し
 - (3)その他知事が必要と認める書類
 - (記載上の注意)

繰越事業については、「繰越」と書き添えること。

第4号様式(第12条関係)

番 号 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

水道事業者 氏 名 🗊

年度水道水源開発等施設整備費補助事業概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県水道水源開発等施設整備費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

- 1 概算払請求額 ¥
- 2 内訳

補助金交付 決定額	既概算交付 額	差	引 =	今回概算請 求額	備	考

- 3 概算払い請求の理由
- 4 支払いの方法

(1)現 金 指定金融機関名_____

(2)口座振替 振替先金融機関名____

預金種別(当座・普通)

口座名義 焦縣

A 名義 第5号様式(第7条関係)

番 号 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

水道事業者 氏 名 📵

財産処分承認申請書

年度山梨県水道水源開発等施設整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県水道水源開発等施設整備費補助金交付要綱第7条第1項第6号に基づき、申請します。

- 1 添付書類
 - (1)簡易水道等施設整備費国庫補助事業により取得した簡易 水道等施設の財産処分の承認申請書の写し
 - (2)簡易水道等施設整備費国庫補助事業により取得した簡易 水道等施設の財産処分の承認申請書に添付した書類の写し
 - (3)その他知事が必要と認める書類